

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から9日までの車両について平成30年9月10日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

札幌市、恵庭市、江別市、北広島市、千歳市、石狩市、小樽市、夕張市、三笠市、岩見沢市、滝川市、美唄市、砂川市、芦別市、歌志内市、赤平市、石狩郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、夕張郡、樺戸郡

平成30年9月6日

北海道運輸局

札幌運輸支局長